

感染対策等支援補助金(中小企業者感染対策等支援事業)に係るQ&A

分類	NO	質問事項	回答	備考
制度全般	1	どのような取組(事業)が対象となるのか。	<p>本事業では、以下の3つの事業分野に分かれています。</p> <p>①各業界において業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン又は、県の感染拡大防止対策ガイドラインをはじめとした感染拡大防止対策を実施する取組</p> <p>②ECサイト、キャッシュレス決済等の非対面型事業を実施する取組</p> <p>③回復期(ウイズコロナ・アフターコロナ)を見据えた事業継続のための新たな商品開発やメニュー等開発事業を実施するものが対象となります。</p>	
	2	どのような物が感染対策となるものとして対象となるのか。一覧を示してほしい。	<p>本事業では、感染対策となる取組が対象となりますが、各業種、各事業者の事業内容によって必要となる感染対策が様々であり、取組内容によって、同一の物でも対象外となる場合があるため、一覧では示しておりません。</p> <p>特定の物での判断ではなく、感染症予防につながる取組みかで審査することとなります。</p> <p>例)パーティションの導入 ⇒ 事業所において、複数の従業員が勤務する場合、又は、不特定多数の来訪がある事業者の飛沫感染防止対策の取組として対象となります。 ※事業所において、1名の勤務や人との面接がない場合は、感染症対策と言い切れないため、対象となりません。</p> <p>例)換気のためのサーキュレーターの導入 ⇒ 複数の従業員が勤務する場合や不特定多数の来訪がある事業所の取組として対象となります。 ※事業所において、1名の勤務の場合は、感染症対策と言い切れないため、対象となりません。</p>	
	3	市外にある事業所で整備(設置)するものに対しても対象となるのか。	<p>本事業では、市内の事業所での感染対策等に対する支援制度となりますので、市外の事業所に整備(設置)するものに対しては対象となりません。</p>	
	4	移転を予定しているこの事業所は対象者となるのか。	<p>補助対象者の要件は、交付申請～実績報告までに市内に事業所を有する中小企業者等であれば補助対象者としてします。ただし、取得財産等を移転させる場合は、交付要領に基づき、移設届出書を提出していただくこととなります。</p>	
感染拡大防止等ガイドライン	5	バスの消毒作業委託は対象となるのか。	<p>一時的な消毒は、消毒液等の消耗品を対象外としておりますので、対象外となります。感染症予防に一定期間効果が持続するものを対象とします。</p>	
	6	抗ウイルス・抗菌のガラスコーティングは対象となるのか。	<p>一律で抗ウイルス等のコーティングが対象となるのではなく、不特定多数の者が接触する箇所等に施工するものは対象とします。その際、消毒作業も付随するものとして対象とします。</p>	
	7	一般的なエアコンは対象となるのか。	<p>一般的なエアコンは、感染症対策と言い切れないため、対象外とします。本事業では、感染症対策に繋がる空気清浄機能付きエアコン・換気機能付きエアコンに限り、対象とします。</p>	
	8	オンライン会議のためのWEBカメラ、スピーカーは対象となるのか。	<p>WEBカメラ、スピーカー等については、汎用性が高く、目的外使用になり得るものとして対象外とします。</p>	
	9	Wi-Fiの環境整備費としてのWi-Fiルーターは対象となるのか。	<p>Wi-Fi環境の初期導入費はインターネットの引き込み工事費、増幅工事費を想定しております。Wi-Fiルーターは環境整備のための備品購入費として対象とします。</p>	

感染拡大防止等ガイドライン	10	予約システムのソフト(アプリインストール)、専用端末は対象か。	予約システムの初期導入費としてソフト(アプリインストール)は対象とします。専用端末については、予約システム専用の端末であれば対象としますが、タブレット等の汎用性があるものについては、対象外とします。	
	11	医療機器は対象か。	医療機器については、それ自体が感染症対策ではないため、対象外とします。	
	12	トイレの改修工事で動線を分けるために男女兼用から男女別のトイレとする工事は対象となるのか。	男女兼用トイレを男女別のトイレに改修する費用は対象外とします。	
	13	照明を明るくすることで感染予防を行うのは補助対象となるのか。	照明を明るくするだけでは感染症対策と言い切れないため、対象外とします。	
	14	パーテーションの設置に伴い、土台部分を平鉄で作成する材料費・人件費は対象となるのか。	感染症予防に繋がる取組みに係る材料費であれば補助対象とします。ただし、人件費は対象外とします。	
	15	感染症予防を安価にするため、自身でホームセンター等でビニールカーテンを購入し、設置する場合は対象となるのか。	感染症予防に繋がる取組みを行うために自身で購入する材料費(ビニールシート、固定するためのピン等)であれば対象とします。ただし、加工するための道具(のこぎりや金づち等)や原材料費(樹脂、砂利等)は対象外とします。	
	16	店舗入口に入室者の管理を行うため、サーモグラフィーによる体温測定器を設置したいが、補助対象となるのか。	サーモグラフィーによる体温測定器の導入により、発熱者を確認し入室を断るなど、感染症対策に繋がるものであれば対象とします。	
	17	家電量販店で空気清浄機等を購入した場合、有料で保証延長できるが、その保証料も対象となるのか。	感染症対策に係る経費を対象としますので、保証延長のための保証料は対象外とします。	
18	自社商品の販売するために自販機を導入した場合、対象となるのか。	感染症予防のため、非対面で自社商品を販売するために自販機を導入する場合は対象とします。ただし、自販機への商品補充等の管理は自社で行うこととし、メーカーによる商品補充等となる場合(いわゆる場所貸しのような)は通常の自販機での飲料の販売と差別化できないため、対象外とします。この場合も中古品、リースは対象外とします。		

感染拡大防止等ガイドライン	19	来店者（一部従業員も使用）のトイレの手洗い場の水栓を自動水栓に改修する場合、補助対象となるのか。	不特定多数の人が使う手洗い場の水栓の自動化は、接触感染防止に繋がることから対象とします。	
	20	来店客の入場制限に係る順番待ちの際の風雨を防止するため店舗入り口等に設置する風よけパネルは対象となるのか。	順番待ち等のための風よけパネルの設置はその取組み自体が感染症対策とは言い難いため、対象外とします。	
	21	店舗の一部を取り壊し、感染症防止対策として、業務上で一定距離のスペースを確保するための壁の撤去費用等は対象となるのか。	壁の取り壊しによるスペースの確保は、単なる改修であり、感染症対策として見受けられないため、対象外とします。	
	22	密を避けるための待合席等のソファ増設は対象となるのか。	現状から密を避けるということであれば、ソファ（2人掛けであっても）も対象とします。	
キャッシュレス	23	キャッシュレス決済のためにタブレットではなく、スマートフォンを導入したい。	キャッシュレス決済に必要ということであればスマートフォンもタブレット同様に対象とします。	
	24	キャッシュレスの導入に伴い、タブレットが必要となるが、対象となるのか。また、そのタブレットの通信に伴う月額費用は対象となるのか。	キャッシュレス決済に必要な機器類に限り、タブレット等も対象とします。ランニングコスト部分は対象外としているため、毎月の通信料は対象外とします。	
	25	キャッシュレスと現金会計ができるレジは対象となるのか。	入力会計処理がキャッシュレスと現金が一体となっている場合なら対象とします。キャッシュレスに必要なタブレット、リーダー等がオプションで加えられるタイプのものは、キャッシュレス決済に必要な部分のみ対象とします。現金ドロワーは対象外とします。	
	26	キャッシュレスの導入で、補助対象期間の端末のリース代は対象となるのか。また、市のキャッシュレス・インバウンド対応支援補助金は対象となるのか。	キャッシュレスは初期導入費が対象で、ランニングコストは対象外とします。キャッシュレスのメニューに限らず、中古品・リース代は対象外となります。市のキャッシュレス・インバウンド対応支援補助金もキャッシュレス端末の導入に補助するもので、リース代等は対象外となります。	
	27	既にキャッシュレス決済を導入しているが、既存のタブレットだと、コード決済に対応するアプリ等がインストールできない。新規にタブレットを購入する費用は対象となるのか。	既にキャッシュレス決済を導入している場合でも決済の種類の追加ということであれば、新規のタブレット購入も対象とします。ただし、通常の買い替えと区別するため、既存のタブレットのOSのアップデート等を実施してもアプリ等のインストールできないかどうか確認願います。	
	28	キャッシュレス決済を整備する場合、タブレット、カードリーダー、専用プリンタは補助対象となるのか。	キャッシュレス決済に必要ということであれば、タブレット、カードリーダーも対象となります。専用プリンタはキャッシュレス決済に必要ということであれば対象とします。（汎用性のあるプリンタではなく、レシート発行用のプリンタ）	
ECサイト	29	既存のHPをECサイトとするHP改修費は対象となるのか。	ECサイトに係る初期費用であれば、HPの新規・既存を問わず、対象とします。ただし、ランニングコストは対象外とします。	
新商品開発等	30	オンラインカタログに掲載する場合は、対象となるのか。	回復期を見据えた新商品開発等の取組みで開発されたものをPRするオンラインカタログは広告宣伝費として対象とします。（ただし、原材料費と合算で補助対象の上限額は10万円）ECモールとの線引きとしては、ECモールでの販売を行うため、事業者が直接出店して出荷を行う場合とします。	